

特別景観形成地区における景観計画
(最上川地区)

平成24年7月

山形県大江町

第1 最上川地区の指定理由

最上川地区は、最上川の自然環境や舟運の歴史とともに形成された本町の暮らしを象徴する地区であり、愛着と誇りを促す景観づくりを推進すべき地区であることから、特別景観形成地区に指定する。

第2 最上川地区の区域

最上川地区の区域は、大江町域内の最上川河川区域の範囲で別図に示すとおりとする。

第3 最上川地区における良好な景観の形成に関する方針

最上川地区の良好な景観形成に関する方針は、大江町景観計画に掲げる景観形成の基本方針、市街地地域又は田園地域の景観形成方針及び公共施設の整備に関する景観形成方針を前提とし、次のとおりとする。

本地区は、舟運時代の痕跡が残るとともに、「最上川舟唄」や「百目木甚句」などにみる左沢らしさが表れた地区である。このため、最上川と川岸の地形が織りなす自然環境を保全し、舟運にまつわる信仰などの要素を顕彰して、左沢の自然と舟運の歴史が体感できる景観の形成を図るものとする。

第4 最上川地区の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

最上川地区における建築等その他の行為についての制限（以下「景観形成基準」という。）は、大江町景観計画に掲げる市街地地域又は田園地域の景観形成基準に加え、次のとおりとする。

なお、建築物の新築等その他の行為が最上川地区を含む場合は、当該景観形成基準を適用するものとする。

区 分		景観形成基準
工 作 物	高 さ	・ 地形の連続性及び楯山の稜線に配慮した高さとする事。
土 地 の 形 質 の 変 更	形 状	・ 土地の形状変更は、必要最小限にとどめる事。

最上川地区

